



# 県立学校で教育実習をするみなさんへ STOP ! ザ・セクハラ / わいせつな行為

～学校におけるセクハラ・わいせつな行為をなくすために～

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とは、相手を不快にさせる性的な言動（発言や行為）のことをいいます。

不快と感じるかどうかは、人によって異なります。ですから、あなたが親しみのつもりで行ったことでも相手が不快を感じれば、それはセクハラになります。

男性から女性に対してだけでなく、女性から男性に対して、または同じ性の人同士に対しても、相手を不快にさせる性的な言動を行った場合はセクハラになります。

そして、わいせつな行為は状況や行為の内容によっては犯罪となり、セクハラとともに被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり悪影響を及ぼすものです。

県教育委員会では、研修会の実施や啓発資料の配付をするなど、学校におけるセクハラ・わいせつな行為の防止に努めています。学校におけるセクハラ・わいせつな行為は、児童・生徒のみならず、保護者、卒業生、教育実習生等が被害者となる場合があります。「学校」とは学校教育が行われる場所すべてを言い、校外であっても社会見学、修学旅行の場所や部活動の遠征場所等も含みます。また、教職員の勤務時間外であっても、PTAの懇親会のように、職務に関連する行事などの場合は、その場所も含みます。

学校という教育の場において、教職員は指導的な立場にあり、児童・生徒の人格形成に大きな役割を担っており、児童・生徒等へのセクハラ・わいせつな行為は決して許されない行為です。児童・生徒にとって教育実習生は「教職員」という立場になりますので、みなさんが加害者にもならないことはもちろんですが、被害者や傍観者にもならないよう、このチラシを読んで学校におけるセクハラ・わいせつな行為について理解を深めてください。

「性的な言動」とは、性的な関心・欲求に基づく言動を言い、性別により役割を分担すべきとする意識に基づいて相手を不快にする言動、性的指向や性自認を差別する言動も含みます。

## ① 発言（例）

- ・性的な、および性的指向に対する冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、性的な噂流布、性的な体験や容姿などの身体的特徴について話す・聞く 等
- ・「女（男）にはまかせられない」「男（女）のくせにだらしがない」 等

## ② 行動（例）

- ・水着姿などのカレンダーの掲示、性的関係の強要、身体への不必要的接触・凝視、お酌やデュエットの強要 等
- ・執拗な電話や電子メールの送付、SNSを用いた児童・生徒との交流 等
- ・女子だけに掃除や片づけを割り当てる、男子だけに力仕事を割り当てる 等

次のような行為は、児童・生徒に対して教職員が加害者となるセクハラ・わいせつな行為が起きる危険性を高めることにつながりますので、絶対に行わないでください。

- 携帯電話の番号やメールアドレス・SNSのアカウント等を聞く・教える。
- 児童・生徒の写真や動画を撮影する。
- 自分の車に乗せる。
- 閉め切った部屋で二人きりになる。

児童・生徒のセクハラへの関心は年々高まっています。  
自らの言動を振り返り、常に児童・生徒に見られていることを  
自覚しましょう！！

県教育委員会では、県立学校生徒のセクハラに対する理解を深め、学校におけるセクハラの実態を把握して被害に対応すること、また、教職員及び生徒の注意を喚起してセクハラ行為の防止を図るために、県立学校生徒対象にセクシュアル・ハラスメントに係る調査を行っています。

令和4年度（第1回・第2回）の調査では、被害を受けたと回答した 135 人のうち、「自分自身が被害を受けた」と回答したのは 72 人、「他の生徒が被害を受けた」と回答したのは 63 人でした。

### ＜アンケート調査結果より＞

#### 自分自身が被害を受けた回答のうち

##### 【誰からセクハラを受けましたか】（72 件）

- 先生から 37 件
- 生徒から 32 件
- 部活動の指導者から 3 件

##### 【先生からどのような被害を受けましたか（複数回答可）】（延べ件数：56）

- 性的なからかいや冗談などを言われた 19 件
- 必要もないのに体を触られた 8 件
- 着替え中に部屋に入ってきた 7 件
- 「女(男)にはまかせられない」「男(女)らしくない」など性別により決めつけられた 4 件
- 携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた 0 件
- 携帯電話などで性的なメッセージや画像を送るよう迫られた 0 件
- キスや性的な関係を求められた 0 件
- その他 18 件

教育実習で、セクハラなどの人権にかかわる被害を受けて困った時には、一人で悩まずに教育実習をしている学校の管理職や教職員などの信頼できる人に相談してください。

また、県教育委員会では、県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口（県立高等学校・特別支援学校・中等教育学校対象）を総合教育センターに設置しています。

#### 【県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口】

電話相談（0466）81-1967

平日 8:45～12:00、13:00～16:45

メール相談 総合教育センターホームページのメールフォームから

秘密は守られます。名前を言わなくても相談することができます。

あなたは悪くありません。一人で悩まず、勇気を出して解決に向けての相談をしてください。



#### 性犯罪・性暴力について

望まない性的な行為は、性暴力です。暴力は、年齢、性別にかかわらず起こります。また、知らない人だけではなく、友だち、コーチ、先生、家族など身近な人との間でも起こります。被害にあったのはあなたのせいではありません。もしも性被害にあったら、一人で悩まず、身近な信頼できる人や先生、性犯罪・性暴力被害者のための専門の相談窓口などに相談してみましょう。

【専門の相談窓口】かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 『かならいん』

★専門の相談員があなたと一緒に考えます。#8891 または 045-322-7379

(24 時間／365 日)

★男性及びLGBTs 被害者のための専門相談ダイヤル 045-548-5666

(火曜日（祝日、年末年始を除く） 16 時～20 時)